

発行所
 白石市役所
 企画審議室
 白石市桜小路35
 TEL(代)2111
 発行定日 毎月15日
 (売価 1部2円)



火のもとに
 ご注意

11月21日は

衆議院議員と裁判官の投票日

投票時間は午前7時～午後8時

秋空の清さに映せ あなたの一票



衆議院議員選挙並びに最高裁判官
 国民審査における投票所の閉鎖時
 刻繰り上げについて

昭和38年11月21日に執行される衆議院議員選挙並びに最高裁判官、裁判官国民審査における投票所閉鎖時刻は今回の特例法により、午後8時(従来は6時)まで2時間延長されましたが次の投票区に限り投票所の閉鎖時刻を繰り上げますから当該投票区の方は間違いのないよう、ご注意願います。

投票区	投票所名	投票所を開く時	投票所を閉じる時刻
福岡第2	長峯分校	午前7時	午後6時
〃第6	三住〃	〃	〃
〃第7	不忘〃	〃	〃
〃第8	蔵王〃	〃	〃
小原第一	上戸沢集会所	〃	〃
〃第2	下戸沢公会堂	〃	〃
〃第3	大熊分校	〃	〃
〃第4	小原分館	〃	〃
〃第5	東山分校	〃	〃
〃第6	小久保平〃	〃	〃

○注意
 一、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名前の上欄に×を書きこと。
 二、やめなくてもよい裁判官については、はなにも書かないこと。

○を書くと無効	○			×を書くと無効	最高裁判官国民審査用紙
			×		
	木登猿助	乙田二郎	甲野三郎	裁判官の名	

11月3日(文化の日)に 教育功労者として表彰

菊かほる文化のよき日に
教育功労者として次の方々
が教育委員会から表彰をう
けました。

- ◎永年勤続功労者
福小教諭 工藤 とし子
- ◎教育文化功労者
白石市議会議長 庄司 猛太郎
- ◎学校教育の功労者として
感謝状 永坂 久吉
- ◎社会体育功労者
白石市体育協会々長 上 西 寛 一
- 白石女子高教諭 細田 栄 郎
- 市体育指導委員 細田 栄 郎
- ◎永年勤続功労者
福小教諭 小原小教諭 佐々木 まつ子
- ◎学校教育の功労者として
感謝状 福小教諭 半沢 礼子
- ◎永年勤続功労者
大鷹沢小教諭 水沼 きよ子
- ◎学校教育の功労者として
感謝状 前深谷小教諭 千葉 政
- ◎永年勤続功労者
元白石第二小教諭 高橋 はつよ



今月の納税

国民健康保険税 第4期

期日までに
完納しましょう

冬山の遭難を防ぎましょう

「遭難は登山者の恥 細心の注意で無事下山」

紅葉を楽しませた蔵王の山は、一足飛びに冬將軍が訪れ、白いペールに覆われはじめました。これからは冬山のシーズンです。冬山は夏山と違って気象条件その他の悪条件が伴うものですが、登山に無事を祈らない人はありません。登山者は、次の遭難防止の心がまえを忠実に守って事故を起さないよう細心の注意をはらってください。

▼登山者の守るべき十章

- ① 自分の力に合った山
- ② 十分な計画をたて、よいリーダーと同行する。
- ③ 準備は十二分に行動は細心の注意を。
- ④ 冬山では天候の急変を常に考えること。
- ⑤ 雪庇、雪崩れの発生地点、冬山の特殊コース等につき予備知識を完全に持つこと。
- ⑥ 危険な場合はタバコ一服ひとまっじつくりと構えること。
- ⑦ 一晩位雪穴を掘って露営する準備が必要。
- ⑧ 非常食糧マッチ一本で火のつく携帯燃料は必ず携行すること。
- ⑨ 団体行動は最後まで和合一致行動をとることにすること。
- ⑩ 行先、日程は明確に連絡して出かけること。

紅葉を楽しませた蔵王の山は、一足飛びに冬將軍が訪れ、白いペールに覆われはじめました。これからは冬山のシーズンです。冬山は夏山と違って気象条件その他の悪条件が伴うものですが、登山に無事を祈らない人はありません。登山者は、次の遭難防止の心がまえを忠実に守って事故を起さないよう細心の注意をはらってください。

▼登山者の守るべき十章

- ① 十分な計画をたて、よいリーダーと同行する。
- ② 準備は十二分に行動は細心の注意を。
- ③ 冬山では天候の急変を常に考えること。
- ④ 雪庇、雪崩れの発生地点、冬山の特殊コース等につき予備知識を完全に持つこと。
- ⑤ 危険な場合はタバコ一服ひとまっじつくりと構えること。
- ⑥ 一晩位雪穴を掘って露営する準備が必要。
- ⑦ 非常食糧マッチ一本で火のつく携帯燃料は必ず携行すること。
- ⑧ 団体行動は最後まで和合一致行動をとることにすること。
- ⑨ 行先、日程は明確に連絡して出かけること。
- ⑩ 悪条件の場合は決然と引下がるも立派な登山のひとつです。(白石警察署)



タバコは
市内で
買いましょう

農業改良資金 助成法の施行

農業改良事業の効りつ的な推進を図るため、これに要する資金の供給を円滑にするを目的とする農業改良資金助成法(昭和31年法律第一〇二号)は第24国会において通過成立し同法及び同法に基づく農業改良資金助成法施行令(昭和31年政令第一三一号)並びに農業改良資金助成法第四條の標準資金需要額を定める省令が今回それぞれ公布施行されるに至つたので、この法律にもとづく制度の運用について次により諸点を申し上げます。

本法制定の趣旨

農業改良のための補助金のうち、直接農家に交付される奨励的補助金の対象とされている技術である程度の普及を示しているが、なお技術上の危険があるため一般農業資金による農家の自主的な施行に委ねるにいたらないものを対象とし

て、自主的に農業経営の改善をはかるため能りつ的な農業技術を導入するに際して、都道府県が無利子の資金を貸付けるという新しい奨励制度を補助金と一般農業資金の中間段階に創設し補助金制度と並び農業経営の改善と農業生産力発展の財政的支柱とするものである。技術の導入に必要な資金の貸付の事業は、農業者に対する資金の供給と技術指導をあわせて、農業経営の改善を促進しようとするものであり、技術指導組織による指導の農業経営に具体的な実現に必要な資金を供給することによりその指導の経済的裏付けをすることを目的としております。

必要とされる資材等の購入に要する資金であつて農業改良資金助成法施行令第一條に定めるところでありその範囲内で都道府県はその取上げる資金の種類を都道府県の貸付規程に定めるものである。

技術導入資金のうちには都道府県が農林大臣の承認をうけて指定する資金が認められておるがこれは都道府県における地域的な農業事情を反映した農業改良事業を推進する趣旨であつてその承認基準は、別に指示されます。

資金の借受主体
借受主体は農業者又はその組織する団体である法人が借受主体となり得ることが出来ます。

法人資格のない団体が借受主体となるためにはその団体が構成員の加入脱退にかゝらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定を具え、通常社会関係において人格なき社団としての実体を有することが必要であります。この借受資格は果の定められた貸付規程に明かにされま

資金の貸付条件

- ① 技術導入資金の貸付の限度額は省令で定める標準資金需要額を基準にして果が定める額の100分の70であり、果の貸付規程において一般的に定めておくものであるが、あらかじめ定められてない場合は貸付のつと定められます。
- ② 償還期間は3年の範囲内で資金の種類ごとに定められておるが、支払の方法は一年以内の貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとされているが果は農業者の償還の便宜を考慮して農業者の農協を通ずる販売収入がある場合には貸付の際の特約により農業手形制度の償還方法に準じその農産物の販売収入が償還金に充当されるよう措置するものとされている。
- ③ 保証人
借受人は連帯保証人を立てることになつております
- ④ 貸付の手続
貸付の申請は申請書に事業計画書を添え地区内にある農協を経由し県に提出されます。
- ⑤ 果が貸付を行う場合は農業改良普及員等の技術指導上の意見及び市町村長の農業振興上の意見を参しやうして貸付が決定されます。なお、くわしいことにつきましては市役所農林課にお問い合わせください。ご相談に応じます。

税金の 払いもどしについて

一般に税金を払いもどすというとき、税務署が余分に払いすぎたと、誤解されま

すが、現行法では、所得税や法人税は確定申告で一年間の所得に於ける税金を納める建前になつており、これを一回にすると納税者は非常に負担となるのであらかじめ分納する仕組み(予定納税制度)になつております。

従つて清算の結果多く納められた分を払いもどすというところも制度上起きてくることと税務署が故意に多りすぎているというところとを区別する必要があります。

① 源泉徴収された税金が確定申告で払いもどされるもの。
給与所得者は毎月給料をもらうときに税金を差引かれていたため12月に年末調整という方法で一年間の税金を清算するが、火災や盗難によつて損害をうけたり給与所得以外の所得つまり保険外交員やセールスマンの歩合給、税理士、弁護士等がうける報酬、株式の配当金等については、収入があつたつと源泉徴収され

るのでこれらの場合には確定申告書を提出して一年分の税金を計算して、これら源泉徴収される税金とを比較して源泉徴収された税金の方が多いときは、その分だけ払いもどしをうけることになる。

② 予定納税をした税金が確定申告で払いもどされるもの。
法人および所得税については年の中途において前年の所得を基礎として計算した税金の一部を予定納税しており、これも確定申告で一年間の税金を清算して前に納めた税金が多いときはその分だけ払いもどされる。

③ そのほか納税者が地方税を国税と誤まつて取られたり金額が多過ぎて多く納めた場合にも払いもどされる。

税務署では払いもどす金額が決まつた場合はできるだけ早く返すようにつとめております。

また払いもどす場合に日歩二銭の割合で還付加算金をつけて返へしてあります。

(大河原税務署)

た払いもどす場合に日歩二銭の割合で還付加算金をつけて返へしてあります。

(大河原税務署)



巡回行政苦情

相談所開設

東北管区監察局から係官が来まして行政苦情相談すなわち国の仕事のやり方について市民のみなさんから個々に承る「会」を開設することになりましたから苦情や、ご要望等のある方は次のところにおいでください。

11月27日午後1時～3時
片倉製糸白石工場講堂

「年賀はがき」の差し出し

……12月22日ごろまでに

今年も「年賀はがき」は11月15日から全国一斉に発売されますが例年のことながら、年末になると郵便物が急激に増加し、非常に混み合うので、郵便局ではなるべく早目に差し出すよう次の点について特に皆さんのご協力を求めています
(一)「年賀はがき」の引受けは12月15日から開始されるので、なるべく12月22日

頃までに差し出してくださ
い。
(二)小包もなるべく12月15日頃までに差し出してくだ
さい。

受取人の住所が特に遠距離の場合などは、せつかく差し出された年賀状が元旦配達に間に合わない場合もありまして、小包も早目に差し出さないと混雑のため配達が遅れ勝ちとなります
(三)「私製はがき」または普通「官製はがき」で年賀状を差し出すときはその表面に「年賀」と朱書してください。
(四)「年賀はがき」はバラバラにしないで紐で十文字に結んで差し出してくださ
い。

(白石郵便局)

税務署から

△申告所得税の第二期分の納期は11月1日から11月31日までです。
11月1日から税務署に納つづり複写式に変わりました。

従来のもものは使用できませ
ん。

△五の日は税の相談日
全国どこの税務署でも毎月五日の日(日曜祭日)のときは翌日)を税の相談日にしてあり、皆さんの相談に応じておりますから気軽にご利用ください。

新着図書案内 白石図書館

書名	編著者名	書名	編著者名
読売年鑑 1964年版	読売新聞社	警察時事年鑑 1963	今里勝雄
世界ノンフィクション全集 V.47	筑摩書房	まげるなどろんこさん	大石三郎
三銃士(世界名作全集V.15)	久米元一	雨か日和か	吉行淳之介
荷風全集 V.21	永井荷風	神の悪戯	柴田錬三郎
少年少女現代日本文学全集 V.13	滑川道夫	辻政信	杉森久英
〃 V.14	〃	空白のカルテ	水上勉
新日本文学全集 V.30	集英社	青い火花	黒岩重吾
死海(中公新書24)	小堀巖	揺籃	三浦哲郎
流人と非人(岩波新書502)	森永種夫	霧と影・海の牙	水上勉
円(〃 503)	鈴木武雄	秋津温泉	藤原審爾
演歌の明治大正史(〃 501)	添田知道	結婚までを	〃
わが外交の近況第7号昭和38年8月	外務省	お嬢さんは喧嘩好き	若山三郎
水鳥記 第三集	斎藤和兵衛	花と出張社員	鳴山草平
上西翁実歴譚草稿 上巻	藤廻全主人	青春飯店	竹森一男
道路小六法 昭和37年版	建設省道路局	遠い海の声	菊村到
少年の橋	後藤紀一	許れざる結婚	エラリークイーン
日本の思想家 V.3	朝日ジャーナル	牝	多岐川恭
白石市誌年表全	白石市誌編纂調査会	日本伝説の旅上、下	武田静澄
白石市スポーツ教室指導手引 昭和38年度	白石市教育委員会	織田信長上、中、下	山岡荘八
学校保健統計調査報告 〃 37 〃	〃	躍動する多角化への道	福本邦雄
農協が当面する諸問題	若林十四三	オリンピア(中公新書V.22)	村川堅太郎
白石市名所史めぐりしおり第一回	白石市公民館	大恐慌(〃 V23)	D. A. シヤノン
專業の歩み創業12年	東北電力K.K.	ルネサンスの思想家たち(岩波新書498)	野田又夫
庚申禁住居跡の調査	川俣町公民館	労働者の生活(岩波新書499)	森喜一
大清水古墳発掘調査	〃	木地屋のふるさと	橘文栄
郷土資料目録昭和38年3月現在	新庄図書館	少年朝日年鑑 1964年版	朝日新聞社
白石の交通と防犯昭和37年度	白石警察署交通係	越中の民話(日本の民話35)	伊藤曙覧
福島市の文化財	福島市教育委員会	ほんとうにあつた世界の美しい話	永井萌二
ひとりだけの歌手	マイジョージ	日本の百年 V.9	鶴見俊輔
産経日本紳士年鑑 第4版	産経新聞年鑑局		